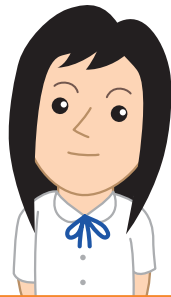


学校の決まりについて話し合い、話し合った内容を記録にとることにしました。
そして、学年の終わりに、考えが変わったかどうかもう一度話し合うことにしました。

発表した意見には
発言した人の名前も
付けて記録するの？

発表した意見は正しく
記録しておいてね。

話し合いの記録を
プリントにして他の
クラスでも考えて
もらおうよ。



教師のための解説

学級活動やホームルーム活動などの会議での発言も多くは著作物です。

したがって、会議録を作成(複製)することについては、あらかじめ発言者全員の了解を得ておく必要があります(会議録作成のためにテープに録音することも同様です。)

また、その会議録をさらにプリントにすることについても、あらかじめ(又はプリントにする必要が生じた時点で)了解を得る必要があります。

発言者(著作者)には、発言者の氏名を付すかどうかについて決める権利(氏名表示権)が認められますので、氏名を付すかどうかについて、意思を確認しておく必要があります(会議録などの場合には、あらかじめルールを決めておくとい良いでしょう。)

発言者(著作者)には、その表現をむやみに変更されない権利(同一性保持権)が認められますので、その表現を発言者(著作者)の意思に反して変更することはできません。ただし、著作物の性質や利用方法に照らしてやむを得ないと認められる場合には改変も可能であり、会議録などの場合には、発言の趣旨を変更しない限り省略等が認められます。

みんなが考えて発表したことを記録する場合には、その思いを正しく残しておく必要があるね。

また、学年末になればそれぞれの考えが変わるかもしれないから、プリントにして他のクラスの友達に配ることについてもみんなで考えてみよう。

